

ご旅行条件書(国内募集型企画旅行・宿泊手配)

1. 募集型企画旅行契約

- (1)この旅行は、(株)大丸松坂屋百貨店(名古屋市中区栄3丁目16番1号 観光庁長官登録旅行業第1979号)(以下「当社」といいます。)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。
- (2)当社はお客様が希望する日程に従って宿泊に関するサービス提供(以下「旅行サービス」といいます。)を受けることができるように手配することを引き受けます。
- (3)旅行契約の内容・条件は出発前にお渡しする「予約確認書」及び、当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部(以下「当社約款」といいます)によります。

2. 旅行のお申し込み及び契約成立時期

旅行契約は、当社がお客様との旅行契約を承諾する通知を出したときに、成立いたします。

3. 旅行代金のお支払い

- (1)「くつろぎの贈りもの」ギフトカタログの代金を旅行代金に充当します。
- (2)追加旅行代金が発生する場合は、宿泊当日に現地宿泊施設にて追加旅行代金をお支払いいただきます。

4. お申し込み条件

- (1)20才未満の方は親権者の同意書が必要です。15才未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。
- (2)お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会勢力だと判明した場合は、ご参加をお断りする場合がございます。
- (3)お客様が当社に対して暴力的又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動や暴力を用いる行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合がございます。
- (4)お客様が風説を流布したり、偽計や威力を用いて当社らの信用を毀損したり業務を妨害するなどの行為をおこなった場合は、ご参加をお断りする場合がございます。
- (5)慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、身体に障害をお持ちの方などで特別な配慮を必要とする方は、その旨を旅行お申し込み時にお申し出ください。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。
なおこの場合、お客様からのお申し出に基づき当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とさせていただきます。
- (6)当社は本項(1)(5)の場合で、当社よりお客様にご連絡が必要な場合は(1)はお申し込み日から、(6)はお申し出の日から、原則として1週間以内にご連絡いたします。

5. 旅行代金に含まれるもの

「くつろぎの贈りもの」ギフトカタログに記載した宿泊費、食事代、各サービス内容および消費税等諸税(入湯税は除く)
これらの費用は、お客様の都合により一部利用されなくても原則として払い戻しいたしません。

6. 予約確認書のお渡し

当社は、旅行契約成立後原則として1週間以内に予約確認書及び旅行条件、当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡します。契約書面は「くつろぎの贈りもの」ギフトカタログ、本旅行条件書等により構成されます。

7. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他当社が関与し得ないものである事由および当該事由との因果関係を説明して旅行サービス内容を変更することがあります。

8. 取消料

旅行契約成立後、お客様の都合で出発日の変更、契約を解除される際は、下記の金額を取消料として申し受けます。

契約解除の日	取消料
1. 4日目にあたる日以前の解除	無料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	
2. 3日目にあたる日以前の解除(3.4を除く)	旅行代金の20%
3. 当日にあたる日以前の解除(4を除く)	旅行代金の50%
4. 旅行開始後にあたる日以前の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

9. 当社の責任

- (1)当社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときはお客様が被られた損害を賠償いたします。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りです。
- (2)お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合におきましては、当社は原則として本項(1)の責任を負いません。
①天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止②運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害
③運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更、旅行の中止④官公署の命令、伝染病による隔離又はこれらによってこれらのために生じる旅行日程の変更、旅行の中止⑤旅行中の事故⑥食中毒⑦盗難⑧運送機関の遅延・不通・スケジュール変更、経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更、目的地的滞在時間の短縮

10. お客様の責任

- (1)お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規程を守らないことにより当社が損害を受けた場合は当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- (2)お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他募集型企画旅行契約の内容について理解しなければなりません。

11. 特別補償

- (1)当社約款特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故によりその生命、身体に被られた一定の損害につきましては死亡補償金(1500万円)後遺障害補償金(1500万円を上限)入院見舞金(2万~20万円)及び通院見舞金(1万~5万)をまた手荷物に対する損害につきましては損害補償金(手荷物1個又は1対あたり10万を上限、1募集型企画旅行お客様1名あたり15万を上限とします。)を支払います。
- (2)お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合でスカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。
- (3)当社は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、査証、預金証書、貯金証書(通帳及び現金支払い機用カードを含みます。)各種データその他これらに準ずるもの、コンタクトレンズ等の当社約款に定められている補償対象除外品については、損害補償金を支払いません。
- (4)当社が本項(1)に基づく補償金支払い義務と第9項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときにはその金額の限度において補償金支払義務、損害賠償義務も履行されたものといたします。

12. 国内旅行保険の加入について

ご旅行中、病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で充分な額の国内旅行保険に加入することをお勧めいたします。

13. 個人情報の取扱について

- (1)当社は、旅行申込みの受付に際し、宿泊施設予約に際し、必要な項目についてお客様の個人情報を取得いたします。お客様が当社にご提供いただく個人情報の項目をご自身で選択することはお客様の任意ですが、全部または一部の個人情報をいただけない場合であって、お客様との連絡あるいは旅行サービスの手配、受領のために必要な手続きがとれない場合、お客様のお申し込みをお引き受けできないことがあります。
- (2)当社は、旅行申込みの受付に際し、取得した個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において、旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用いたします。またお申し込みいただいたカタログに記載された宿泊施設に対し、電子的方法等で送付することにより提供いたします。

14. 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件は2017年4月1日を基準としています。

旅行企画・実施

旅行企画・実施
観光庁長官登録旅行業第1979号(一社)日本旅行業協会正会員
株式会社 大丸松坂屋百貨店 松坂屋名古屋店 旅行センター
名古屋市中区栄3-16-1 電話: 052-264-3911(ダイヤルイン)
総合旅行業務取扱管理者: 近藤 仁彦



旅行業公正取引協議会会員